

# 海老名市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）

第7条第4項及び神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第49条の規定に基づき、本市における良好な都市景観の維持及び安全で快適な市民生活を確保し、住民参加による地域での道路上等の条例に違反するはり紙、はり札及び立看板（以下「違反屋外広告物」という。）の除却活動（以下「除却活動」という。）を展開するため、違反屋外広告物除却協力員（以下「協力員」という。）について、必要な事項を定める。

(協力員の委嘱)

第2条 市長は、次の要件を満たす者の中から適格者に委嘱する。

- (1) 市が実施する所定の講習会（委嘱の日以前2年以内に実施されたものに限る。）を終了した者
- (2) 18歳以上の者
- (3) 市内に在住、在勤の者
- (4) 良好な屋外広告景観の形成に熱意があり、活動に対する理解がある者

2 市長は、協力員を委嘱するときは、委嘱状の交付を行う。

(講習会の実施)

第3条 市長は、原則として年1回、違反屋外広告物の適正化に関する必要な知識を習得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を行う。

2 講習会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法及び条例に関すること。
- (2) 違反屋外広告物に関すること。
- (3) 協力員の活動に関すること。

(協力員の報酬)

第4条 協力員は、無報酬とする。

(協力員の任期)

第5条 協力員の任期は、委嘱の日から翌年度3月31日とする。

(身分証明書等の交付等)

第6条 市長は、協力員を委嘱したときは、身分証明書(第1号様式)を交付し、活動に必要な次に掲げる道具を貸与する。

- (1) 腕章(第2号様式)
- (2) 軍手
- (3) スクレッパー
- (4) ニッパ
- (5) その他協力員の活動に必要な道具

(協力員の職務・活動・報告)

第7条 協力員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 法第7条第4項に定める簡易除却(以下「簡易除却」という。)
- (2) 市が実施する除却活動の啓発活動への参加
- (3) 良好な広告景観の形成のために必要な調査及び提言
- (4) その他広告景観の向上を図るために必要な活動

2 簡易除却等の活動に当たって、協力員は必ず身分証明書を携帯し腕章を着用する。

3 簡易除却は、効率向上及びトラブル回避のため2名以上で行うものとする。また、活動時間は市役所開庁時とし、土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間は、原則として活動しない。

4 簡易除却の対象は、道路(公道)上の禁止物件(条例第3条第2項及び第4項)に設置されたはり紙、はり札、立看板で表示内容が金融、不動産、風俗等営利目的のものとする。ただし、表示内容がイベントや講演会等の開催に係わるお知らせ等のため、既に当該期日がすぎているものや、表示されてから明らかに長期間経過し、汚れ朽ち果てているようなものは簡易除却の対象とする。なお、対象となるか不明確な広告物は、除却せずに都市計画課に連絡する。

5 第1項各号のいずれかの除却活動時にトラブルがあったときは、速やかに身分証

明書に記載の海老名警察署に連絡するとともに、都市計画課に連絡する。

6 協力員は、簡易除却した成果を月毎に集計し、違反屋外広告物除却実施報告書（第3号様式）により都市計画課に報告する。

（簡易除却物件の回収）

第8条 市長は、原則として除却した物件を回収するものとする。

（協力員の解任）

第9条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

（1） 協力員から辞退の申し出があったとき。

（2） 市長が、協力員として適当でないと認めたとき。

2 協力員は、その職を解任されたときは、第6条に規定する身分証明書、及び同条各号に掲げる道具を市長に返却しなければならない。

（保険）

第10条 市長は、必要に応じて協力員を除却活動に係る保険に加入させるものとする。

2 この保険期間は、加入年の4月1日又は協力員の委嘱の日から翌年3月31日までとする。

（事故等）

第11条 協力員は、除却活動に際して事故が発生したときは、速やかに都市計画課に報告するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市計画課長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年8月15日から施行する（制定）。

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

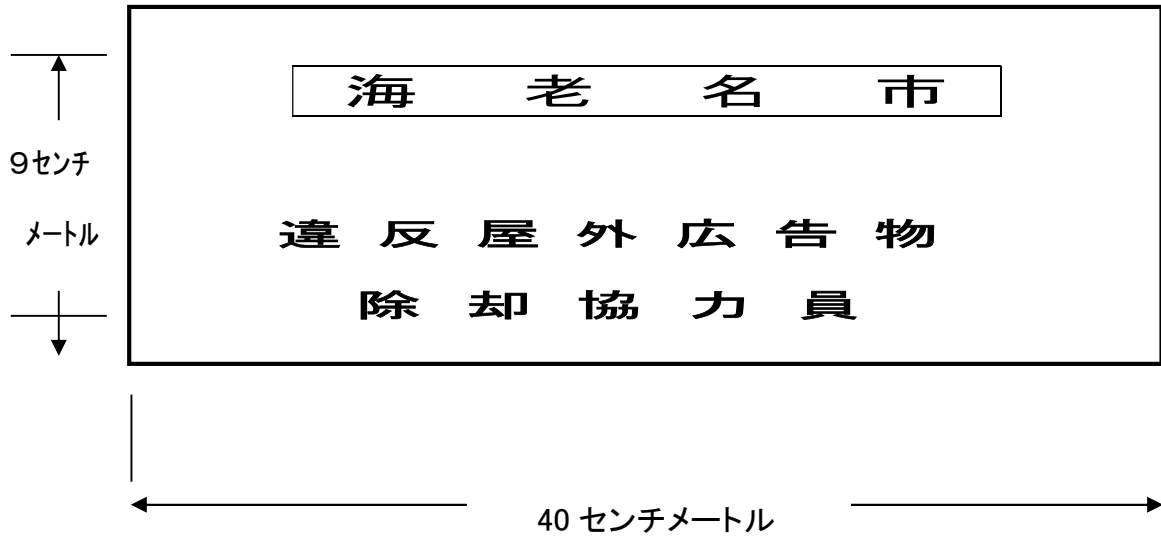
（表）

第	号
身 分 証 明 書	
氏 名 _____	
この証明書を携帯する者は、海老名市違反屋外広告物除却協力員 であることを証する。	
発 行	年 月 日
有効期限	年 月 日
海老名市長	
印	

（裏）

注 意	
1. 除却活動を行うときは、本身分証明書を必ず携帯してください。	
2. 除却活動にあたり協力員であることを示す必要があるときは、いつでも掲示し なければなりません。	
3. 本身分証明書を他人に貸与又は譲渡してはいけません。	
4. 本身分証明書を紛失したときは、速やかに届け出てください。	
5. 協力員を辞任又は有効期限が到来したときは、速やかに返却してください。	
6. この身分証明書の有効期限は 年 月 日です。	
7. トラブルがあった場合には、次のところに電話してください。	
海老名市役所 まちづくり部 都市計画課 235-9391	
海老名警察署 生活安全課 232-0110	

第2号様式（第6条関係）



## 違反屋外広告物除却実施報告書

海老名市長 殿

報告者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり 月分の除却枚数を報告します。

日付	場 所	はり紙	はり札	立看板	合 計	そ の 他

備 考